

領域をこえ 未来へ



第91回定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

2015年6月26日（金曜日）
午前10時

■ 場所

当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号

■ 書面およびインターネット等による議決権 行使期限

2015年6月25日（木曜日）
午後5時まで

■ 議案

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案）>

- 第4号議案 定款一部変更の件



王子ホールディングス株式会社

証券コード 3861

目次

株主の皆様へ	1
株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	40
計算書類	44
監査報告	47

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
本年1月に代表取締役社長に就任いたしました
矢嶋進でございます。

第91回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期の業績は、下記連結業績ハイライトに記載のと
おりであり、期末配当は、1株につき5円と決定させ
ていただきました。当中間期の中間配当5円とあわせ
ました年間配当金は前期と同様、1株につき10円とな
ります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよ
う努力してまいりますので、一層のご支援を賜ります
ようお願い申し上げます。

2015年6月



代表取締役社長 矢嶋 進

[連結業績ハイライト]

	当期	前期比
売上高	13,472億円	1.1%増
営業利益	466億円	24.7%減
経常利益	529億円	24.7%減
当期純利益	173億円	48.7%減

証券コード 3861
2015年6月3日

株主各位

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
代表取締役社長 矢嶋 進

招集
ご通知

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4頁から5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2015年6月25日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2015年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区銀座四丁目7番5号 当社本社本館ビル (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第91期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第91期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役13名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 <株主提案（第4号議案）> 第4号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使 に関する事項

1. 各議案に賛否の表示がない議決権行使書面が提出された場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. 書面により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
3. 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面（委任状等）を当社にご提出ください。

以 上

-
1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様にご提供しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、上記ホームページ掲載書類は、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主でない代理人および同伴の方等、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。
 4. 当日は節電のため、株主総会会場内の空調・照明の調整を行う可能性があります。また、当社の役員および係員の服装につきましては、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
 5. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ホームページ

<http://www.ojiholdings.co.jp>

議決権行使についてのご案内

議決権行使方法

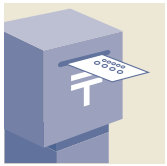
株主総会にご出席いただける方



株主総会当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▷ 株主総会日時：2015年6月26日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない方



1 書面にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご投函ください。

▷ 行使期限：2015年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで



2 インターネットにて議決権を行使いただく場合

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を以下の行使期限までにご入力ください。

▷ 行使期限：2015年6月25日（木曜日）午後5時入力分まで

機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

●インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんので、ご了承ください。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

●パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。

パソコンの操作方法等に関するお問合せ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

ご登録住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会参考書類—議案及び参考事項—

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

<会社提案> 第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第25条（社外取締役の責任限定契約）および第32条（社外監査役の責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第25条（社外取締役の責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任限定契約) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(社外監査役の責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<会社提案> **第2号議案** **取締役13名選任の件**

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（12名）の任期が満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、下記候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の担当は、34頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
1 再任	 しんどう きよたか 進藤 清貴 (1952年3月27日生)	1975年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2012年10月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員 2015年1月 当社代表取締役会長 会長グループ経営委員 現在に至る。
取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)		
▶所有する当社の株式の数 55,000株 ▶当社との特別の利害関係 なし		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
2 再任	 やしま すずむ 矢嶋 進 (1951年5月11日生)	1975年4月 旧本州製紙株式会社入社 2006年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 2012年10月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員 2015年1月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員 現在に至る。
取締役会出席回数 16 / 17回 (94.1%)		
▶所有する当社の株式の数 89,200株 ▶当社との特別の利害関係 なし		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
3 再任	 わたり りょうじ 渡 良司 (1953年2月2日生)	1975年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 2013年6月 当社取締役 専務グループ経営委員 2015年4月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員 現在に至る。
取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)		
▶所有する当社の株式の数 60,830株 ▶当社との特別の利害関係 なし		(重要な兼職の状況) ・王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長 ・王子ネピア株式会社代表取締役会長 ・王子コンテナ株式会社取締役 ・王子マテリア株式会社取締役 ・森紙業株式会社取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
<p>4</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)</p> <p>▶所有する当社の株式の数 56,436株 ▶当社との特別の利害関係 なし</p>	 <p>ふちがみ かずお 渕上一雄 (1951年7月22日生)</p>	<p>1974年4月 旧本州製紙株式会社入社 2008年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 2013年6月 当社取締役 専務グループ経営委員 2015年4月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長 ・王子エフテックス株式会社取締役 ・王子イメージングメディア株式会社取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
<p>5</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)</p> <p>▶所有する当社の株式の数 50,048株 ▶当社との特別の利害関係 なし</p>	 <p>しまむら げんめい 島村元明 (1953年1月1日生)</p>	<p>1975年4月 旧日本パルプ工業株式会社入社 2008年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 2015年4月 当社取締役 専務グループ経営委員 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
6 再任	 あおやま ひでひこ 青山 秀彦 (1954年1月23日生)	1976年4月 旧神崎製紙株式会社入社 2008年4月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2012年10月 当社常務グループ経営委員 2013年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 2015年4月 当社取締役 専務グループ経営委員 現在に至る。 (重要な兼職の状況) ・王子製紙株式会社代表取締役社長
取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)		
▶所有する当社の株式の数 24,596株 ▶当社との特別の利害関係 なし		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
7 再任	 こせき よしき 小関 良樹 (1954年8月8日生)	1977年4月 旧本州製紙株式会社入社 2010年4月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。 (重要な兼職の状況) ・王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)		
▶所有する当社の株式の数 17,000株 ▶当社との特別の利害関係 なし		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
<p>8</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 17 / 17回 (100%)</p> <p>▶所有する当社の株式の数 13,620株 ▶当社との特別の利害関係 なし</p>	 <p>か く まさとし 加来 正年 (1956年1月2日生)</p>	<p>1978年4月 旧日本パルプ工業株式会社入社 2010年4月 当社参与米子工場長兼洋紙事業本部副本部長 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2012年10月 当社常務グループ経営委員 2013年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役 ・王子エフテックス株式会社代表取締役社長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
<p>9</p> <p>新任</p> <p>▶所有する当社の株式の数 9,980株 ▶当社との特別の利害関係 なし</p>	 <p>き さかりゅういち 木坂 隆一 (1956年5月21日生)</p>	<p>1982年4月 旧神崎製紙株式会社入社 2010年4月 当社イメージングメディア事業本部副本部長兼イメージングメディア営業部長 2012年10月 王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長 現在に至る。 2013年6月 当社グループ経営委員 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社王子機能材事業推進センター取締役 ・王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長 ・Kanzaki Specialty Papers Inc.取締役 ・Oji Paper (Thailand) Ltd.取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
10 新任	 かまだ かずひこ 鎌田 和彦 (1960年2月7日生)	1983年4月 丸紅株式会社入社 2010年4月 PT Musi Hutan Persada (インドネシア) 社長 2011年4月 丸紅株式会社紙パルプ部門TEL事業室長 2013年5月 王子マネジメントオフィス株式会社入社 2013年6月 王子木材緑化株式会社経営戦略室長兼国際部主席調査役 2014年4月 同社代表取締役社長 2015年1月 当社グループ経営委員 現在に至る。 (重要な兼職の状況) ・王子グリーンリソース株式会社取締役 ・王子木材緑化株式会社取締役 ・Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
▶所有する当社の株式の数 0株 ▶当社との特別の利害関係 なし		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
11 新任	 いその ひろゆき 磯野 裕之 (1960年5月20日生)	1984年4月 当社入社 2009年9月 当社経営企画本部海外事業企画部長兼中国事業本部上 席主幹 2012年10月 王子マネジメントオフィス株式会社取締役 現在に至る。 2014年4月 当社グループ経営委員 現在に至る。 (重要な兼職の状況) ・王子マネジメントオフィス株式会社取締役 ・江蘇王子製紙有限公司董事 ・Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.取締役
▶所有する当社の株式の数 8,472株 ▶当社との特別の利害関係 なし		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
<p>12</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>取締役会出席回数</p> <p>11 / 13回 (84.6%)</p> <p>▶所有する当社の株式の数 0株</p> <p>▶当社との特別の利害関係 なし</p>	 <p>なら みちひろ 奈良 道博 (1946年5月17日生)</p>	<p>1974年4月 弁護士登録 2014年6月 当社取締役 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・セイコーエプソン株式会社社外監査役 <p>▶奈良道博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。</p> <p>▶奈良道博氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>▶当社は、奈良道博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。</p> <p>▶当社は、奈良道博氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。</p> <p>▶奈良道博氏の取締役会出席状況は、2014年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。</p>


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
<p data-bbox="209 663 304 734">13</p> <p data-bbox="217 752 296 781">新任</p> <p data-bbox="199 808 314 837">社外取締役</p> <p data-bbox="205 864 308 893">独立役員</p>	 <p data-bbox="421 904 616 969">てらさかのぶあき 寺坂 信昭</p> <p data-bbox="416 987 620 1016">(1953年4月9日生)</p>	<p data-bbox="727 629 1031 658">1976年4月 通商産業省入省</p> <p data-bbox="727 665 1115 694">2009年7月 原子力安全・保安院院長</p> <p data-bbox="727 701 924 730">2011年8月 退官</p> <p data-bbox="876 736 995 766">現在に至る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="727 804 1398 864">▶ 寺坂信昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。 <li data-bbox="727 875 1398 936">▶ 寺坂信昭氏を社外取締役候補者とした理由は、行政における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。 <li data-bbox="727 947 1398 1008">▶ 当社は、寺坂信昭氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。 <li data-bbox="727 1019 1398 1137">▶ 当社は、寺坂信昭氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することを予定しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
▶ 所有する当社の株式の数	0株	
▶ 当社との特別の利害関係	なし	

<会社提案> 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役上野健二郎氏が任期満了により退任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
 みやざき ゆうこ 宮崎 裕子 (1951年7月9日生) 新任 社外監査役	<p>1979年4月 弁護士登録 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 弁護士・ 株式会社セブン銀行社外取締役 <p>▶ 宮崎裕子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。</p> <p>▶ 宮崎裕子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>▶ 当社は、宮崎裕子氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することを予定しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。</p>
▶ 所有する当社の株式の数	0株
▶ 当社との特別の利害関係	なし

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、999個であります。

<株主提案> 第4号議案 定款一部変更の件

◇議案の内容

定款に以下の条文を新設する

「第17条の2 当会社が日本国外において設立された会社若しくは団体に出資する等して日本国外において紙生産・販売事業又はこれに関連する事業に携わる場合は、取締役は、当該会社若しくは団体又は事業に係る各会計年度の資産・負債及び損益の状況並びにそれらの内訳の明細につき、定時株主総会にて報告しなければならない。

② 前項の会社若しくは団体又は事業が債務超過となり又は当該会計年度において損失を生じたときは、取締役は、その原因及び責任の所在を分析し、その結果を定時株主総会にて報告しなければならない。」

◇提案の理由

御社は、海外での紙生産・販売事業を数多く手掛けるところ、成功と評価できる事業は全くない。例えば、2003年に発表された中国での事業では、少なくとも1400億円もの巨額資金を投資しておきながら、2015年1月ようやくパルプ設備の営業運転開始に至ったというのであり、投資した巨額資金が少なくとも約12年間にわたって有効利用されなかったことは明らかで、今後の事業見通しも不透明である。またカナダにおいても、御社が所有していた紙パルプ製造会社の株式をかつてT O Bに失敗した相手である北越紀州製紙(株)に売却して同事業から撤退しており、大きな損失を出したものと考えられる。

このように、御社の海外事業展開はきわめて稚拙であり、この点に関する取締役会による監督・是正が過去に全く機能してこなかった現実に鑑み、また海外事業展開は株式価値を大きく左右する事項であることから、これを株主総会の監視下におくのが適切である。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(反対理由)

当社グループは事業運営の基本戦略およびその結果を、法令および規則に基づき、適時適切に株主の皆様へ開示しております。

本議案で提案されている海外事業についてのご報告を含め、開示対象とされていない情報のうちどのような情報を、どのような時期に、どのような形でご報告すべきかは、定款に規定するのではなく、当社グループにおける企業活動の理解に資するかどうか、公表による弊害がないか等を総合的に考慮した上で、取締役会の適切な判断にお任せいただくのが妥当と考えます。

なお、当社グループの海外事業については、全体としては順調に推移しており、堅実な成果をあげ、株主の利益に貢献しております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期における当社グループを取り巻く経済環境は、国内は、消費税率引上げにともなう前倒し需要の反動減や在庫調整等が想定以上に長期化したものの、追加金融緩和や円安、原油安を背景に株価が堅調に推移する等、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。世界経済においては、米国は総じて堅調に推移しましたが、ギリシャ債務危機の再燃や新興国経済の成長減速、また、一部の地域における地政学的リスクの不安感等から、不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当期の業績は、売上高 1兆3千4百72億8千1百万円（前期比1.1%増収）、営業利益 4百66億9千4百万円（同24.7%減益）、経常利益 5百29億7千万円（同24.7%減益）、当期純利益 1百73億4千4百万円（同48.7%減益）となりました。

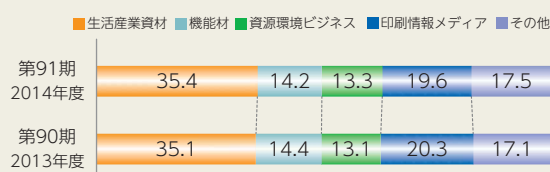
各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区分	売上高	営業利益
生活産業資材	561,752 百万円 (前期比2.0%増)	14,528 百万円 (前期比35.4%減)
機能材	225,220 百万円 (前期比0.4%減)	9,367 百万円 (前期比23.7%減)
資源環境ビジネス	211,521 百万円 (前期比2.8%増)	14,925 百万円 (前期比30.2%減)
印刷情報メディア	310,983 百万円 (前期比2.1%減)	△ 671 百万円 (一)
その他	276,074 百万円 (前期比3.3%増)	7,997 百万円 (前期比 0.2%増)
計	1,585,552 百万円 (前期比1.1%増)	46,147 百万円 (前期比25.4%減)
調整額	△ 238,270 百万円 (一)	547 百万円 (一)
合計	1,347,281 百万円 (前期比1.1%増)	46,694 百万円 (前期比24.7%減)

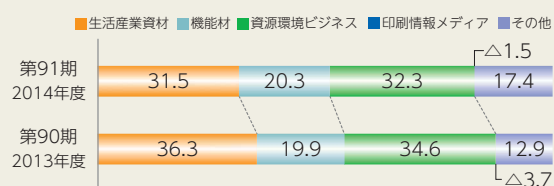
- (注) 1. 当期から、一部の連結子会社の事業部門を変更しております。前期比は、前期を現行の事業部門に組み替えて計算しております。
2. 調整額は、主として内部取引に関わる調整額です。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

事業部門別売上高構成比 (単位: %)



事業部門別営業利益構成比 (単位: %)



(注) 事業部門別の売上高および営業利益構成比 (%) は、調整額 (内部取引に関わる調整額など) を除いて計算しております。

生活産業資材

売上高 561,752百万円

営業利益 14,528百万円

主要な事業

段ボール原紙・加工、白板紙・包装用紙、紙器・製袋、家庭用品

国内事業では、段ボール原紙は、前年に対し、輸出は増加しましたが、国内向けは消費税率引上げにともなう前倒し需要の反動減影響や夏場の天候不順により青果物を中心に減少したため、国内・輸出合計では販売量は若干減少しました。段ボールは、飲料を中心に食品向けが堅調に推移したものの、消費税率引上げにともなう前倒し需要の反動減影響等により、販売量は若干減少しました。家庭用紙は、ティシューペーパーの販売量は減少しましたが、トイレトロールは若干増加しました。

海外事業では、主要な事業展開地域である東南アジアにおいて、段ボール原紙の販売は堅調に推移し、段ボールの販売も飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移しました。



機能材

売上高 225,220百万円

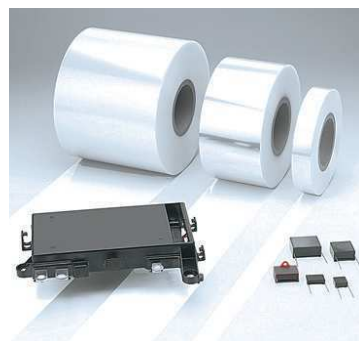
営業利益 9,367百万円

主要な事業

特殊紙、感熱紙、粘着、フィルム

特殊紙の国内販売は、新製品開発・新規顧客開拓に注力し拡販を進めましたが、一部事業から撤退した影響等があり、前年に対し減少しました。輸出版売は、電気用フィルム等の拡販により増加しました。感熱紙の国内販売は、堅調に推移しました。

海外事業では、感熱紙の販売は、北米・欧州では減少しましたが、アジア・南米では増加しました。



資源環境ビジネス

売上高 211,521百万円

営業利益 14,925百万円

主要な事業

木材、パルプ、エネルギー

国内事業では、第1四半期から主に輸出向けにレーヨン用途パルプの販売を開始しており、パルプ事業の売上高は前年に対し増加しました。

海外事業では、製紙用途パルプは、販売量はほぼ前年並みだった一方、価格の下落により外貨建の売上高は前年に対し減少しましたが、円安影響により円換算の売上高は増加しました。木材の販売は、需要低迷により減少しました。



印刷情報メディア

売上高 310,983百万円

営業利益 △671百万円

主要な事業

新聞用紙、印刷・出版・情報用紙

新聞用紙の販売は、発行部数の減少等により前年に対し減少しました。印刷・情報用紙の販売は、需要減の影響等により前年に対し減少しました。



その他

売上高 276,074百万円

営業利益 7,997百万円

主要な事業

不動産、機械、商事他

その他につきましては、商事事業の好調により増収となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は8百億7千9百万円で、前期に比し33億5千7百万円増加しました。

当社グループにおいては、事業構造転換に必要な分野への投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っております。

主な設備投資は次のとおりです。

① 当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
王子コンテナ株式会社	段ボール生産設備増設工事（福島工場）
王子マテリア株式会社	バイオマスボイラー設置工事（富士工場）
王子製紙株式会社	バイオリファイナリー効率的一体型連続工業プロセス設置工事（米子工場） 水力発電設備リフレッシュ工事（北海道尻別・千歳）
江蘇王子製紙有限公司	クラフトパルプ製造設備設置工事（中国）
United Kotak Berhad	段ボール新工場設置・移転工事（マレーシア）
Oji JK Packaging Private Limited	段ボール新工場設置工事（インド）

② 当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
新タック化成株式会社	光学粘着材料製造設備設置工事（豊中工場）
王子グリーンエナジー江別株式会社	バイオマスボイラー設置工事（王子エフテックス江別工場内）
王子グリーンエナジー日南株式会社	バイオマスボイラー設置工事（王子製紙日南工場内）
Oji GS Packaging (Yangon) Co., Ltd.	段ボール新工場設置工事（ミャンマー）
Oji Asia Household Products Sdn. Bhd.	紙おむつ新工場設置工事（マレーシア）

<ご参考>

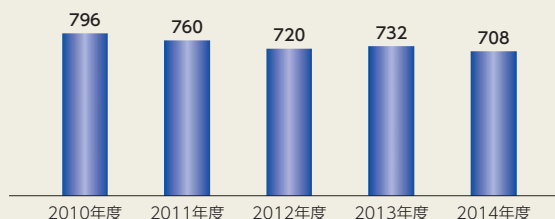
設備投資額の推移

(単位：億円)



減価償却費の推移

(単位：億円)



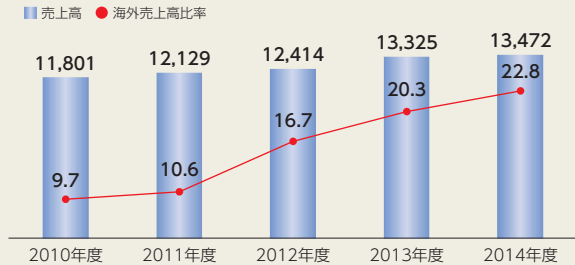
(3) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第87期 2010年度	第88期 2011年度	第89期 2012年度	第90期 2013年度	第91期 2014年度
売上高	(百万円)	1,180,131	1,212,912	1,241,471	1,332,510	1,347,281
営業利益	(百万円)	65,441	53,780	52,383	62,023	46,694
経常利益	(百万円)	60,245	48,375	54,565	70,358	52,970
当期純利益	(百万円)	24,619	22,177	25,600	33,801	17,344
1株当たり当期純利益	(円)	24.92	22.46	25.93	34.22	17.55
総資産	(百万円)	1,620,927	1,634,992	1,831,251	1,915,676	2,164,091
純資産	(百万円)	455,998	463,299	579,128	670,356	801,372
1株当たり純資産	(円)	444.24	454.20	511.95	581.69	666.40

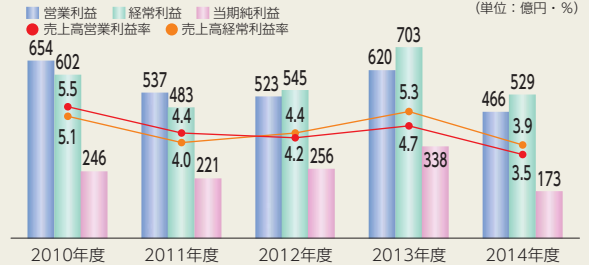
- (注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
 2. 1株当たり純資産の金額は、期末発行済株式数で除して算出しております。なお、期末発行済株式数については自己株式数を控除しております。
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

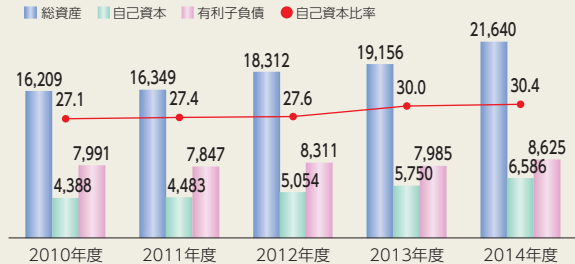
売上高・海外売上高比率



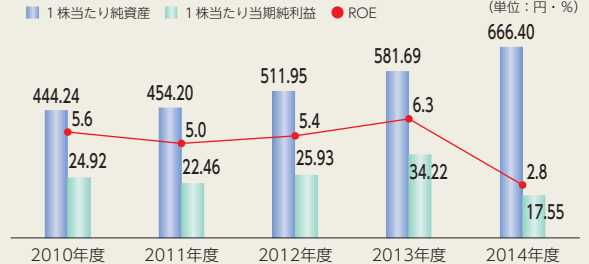
営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率



総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率



1株当たり純資産・1株当たり当期純利益・ROE



(4) 企業集団の対処すべき課題

① 社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

当社グループは、社会との約束、人との約束を守り、企業の社会的責任を果たすことが当社グループの存立の条件であることを強く認識し、コンプライアンスの徹底を企業活動の根幹として位置付け、全役員・全従業員が高い倫理観をもって行動するよう教育・啓蒙を図っております。また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めるとともに、安全絶対最優先の基本理念のもと、事業に関わるすべての関係者の安全衛生の確保に努めてまいります。

② 企業集団の経営戦略

当社グループは、常に先行して経営環境の変化に対応し、企業価値の向上と持続的成長を成し遂げるため、スピード感をもって事業構造転換に取り組んでおります。

中核事業の深耕・深化、新規事業・新製品開発による次期中核事業の発掘、新興国・資源国を中心とした海外事業のさらなる拡大および財務基盤の一層の強化をグループ経営戦略の中心に据えております。これを実現するために、研究開発体制、海外市場開拓体制、商事機能および人事企画機能を重点的に強化し、併せてキャッシュフロー経営の徹底、選択と集中、計画的な事業リストラクチャーおよび継続的コストダウンの推進により企業価値の増大を図り、グローバルな「革新的価値創造企業」を目指しております。

具体的には以下の取り組みを行っております。

(a) 生活産業資材

・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

東南アジア・インドでの事業展開を加速させております。2013年度は、カンボジア・ベトナムにおける段ボール工場、中国における2つの製袋工場の稼働に加え、ベトナムにおいて紙器・美粧段ボールメーカーを買収しました。2014年度は、インドにおいて新たに段ボール工場が稼働し、2015年度はミャンマー、ベトナム、インドでの新段ボール工場稼働を予定しております。

国内では富士地区の段ボール原紙生産体制の効率化、福島県において段ボール生産設備の増強に取り組むとともに、総合パッケージングメーカーとしての優位性を活かし、素材・加工一体の提案型ビジネスモデルを強化しております。

・生活消費財（家庭用品事業）

紙おむつ分野では、2013年10月にパーソナルケア・イノベーションセンターを設置し、商品開発力と事業競争力の強化を一層進めております。

国内においては、福島県の新工場で、拡大する大人用紙おむつの需要を取り込んでまいります。海外においては、子供用紙おむつの大幅な需要の伸びが見込まれる東南アジアを中心に本格的な事業展開を図るため、2015年1月に東南アジア最大の人口を擁するインドネシアで合弁会社を設立し、同月マレーシアで紙おむつ事業会社を買収しました。また、同国では紙おむつの新工場建設を進めております。2014年8月には株式会社ニチイ学館と中国における紙おむつ等のサニタリー商品販売に関する戦略的提携に係る覚書を締結し、中国における事業展開も進めております。

家庭用紙分野では、高付加価値製品の充実を図っており、FSC認証製品をはじめとする環境配慮型製品のラインナップの拡充や、継続的な品質改良による、よりクオリティの高い製品の開発を進める等、高級感のあるブランドの確立を目指しております。

(b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

積極的な経営資源の投入による事業の拡大を図っており、2014年4月にはブラジルで感熱紙生産設備を増設しました。需要が増加しているタッチパネル用光学粘着材料についても生産能力の増強を逐次行っております。また、収益力の向上を図るため、最適な生産体制の構築に取り組み、東南アジア・日本を一体とした感熱紙生産体制の見直しも進めております。

また、研究開発機能の一層の充実を図るため、粘着事業については粘着材料イノベーション研究所を設置し、フィルム事業についてはアドバンスフィルム研究所を設置するとともに新たに研究棟を建設しました。両研究所等を中心に、高機能・高付加価値製品の迅速な開発、新製品・新技術の創出に取り組むとともに、東南アジア等の成長国に積極的に進出し海外事業を拡大してまいります。

(c)資源環境ビジネス（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

海外では資源国を中心に木材事業・パルプ事業の拡大を進めており、インドネシアでは2014年2月に、ラオスでは2014年10月に木材加工の新工場が稼働し、2015年度にはベトナムでも新たな木材加工工場が稼働します。また、ブラジル・ニュージーランドにおけるパルプ事業ではアジア向けを中心にパルプ販売を強化するとともに、ミャンマー・インドネシア・ベトナムでは幅広い事業展開・販売強化を推し進めるための拠点作りに取り組みました。さらに、中国の江蘇王子製紙有限公司では2015年1月にクラフトパルプ設備の営業運転を開始しました。

国内では新規ビジネス展開を加速させており、2014年5月にレーヨン用途向け等の溶解パルプ設備が稼働、電力事業においては、バイオマス発電設備1台が2015年3月に稼働し、加えて2台が2015年度中に稼働するほか、水力発電設備の更新工事を進めております。さらに、2016年に予定される電力小売の全面自由化も見据え、2015年2月に電力販売事業の合併会社を設立しました。

(d)印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施してきましたが、引き続き、需要に即した最適生産体制の構築を推進する等コスト構造を継続的に見直し、国際競争力の強化を図ってまいります。

また、江蘇王子製紙有限公司においては、クラフトパルプ設備の稼働により紙パルプ一貫生産を開始しております。

(e)研究開発の強化

2014年4月、研究開発本部を「イノベーション推進本部」に改称し、より機動的かつ効率的な研究開発活動を実現するため研究開発体制を刷新したほか、2014年7月には水環境研究所を新たに設置する等、革新的価値創造の中核となる研究開発体制の強化に取り組んでおります。

さらに当社は、2014年12月に海外事業のさらなる拡大、新たなビジネス展開を図るため、株式会社産業革新機構と共同で、ニュージーランドやオーストラリアに生産拠点を有するCarter Holt Harvey Ltd.のパルプ・板紙・パッケージング事業（Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd. および関係会社）の買収を完了しました。

また、当社は、2014年12月に中越パルプ工業株式会社との間で、両社の経営資源をより一層相互に活用することによる投資効率、資金効率のさらなる向上を図ることを目的に、業務提携および第三者割当引受による資本提携を実施することを決定しております。なお、第三者割当引受の実行については、公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令を受領しないことが条件となっております。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容

(2015年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	木材事業、パルプ事業、エネルギー事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
その他	不動産事業、機械事業、商事他

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

(2015年3月31日現在)

① 当社

主要な拠点
本 社：東京都中央区
研 究 所：東京都江東区、兵庫県尼崎市 他
海 外：中国

事業報告

② 国内子会社

会社名	主要な拠点
王子コンテナ株式会社	本社：東京都中央区 工場：長野（長野県安曇野市） 他26工場
王子マテリア株式会社	本社：東京都中央区 営業所：北海道（札幌市）、中部（名古屋市）、西部（大阪市）、九州（福岡市） 工場：釧路 他12工場
王子ネピア株式会社	本社：東京都中央区 支店：札幌、東京（東京都中央区）、名古屋、大阪、福岡 他 工場：名古屋（愛知県春日井市） 他3工場
王子製紙株式会社	本社：東京都中央区 営業支社：北海道（札幌市）、中部（名古屋市）、関西（大阪市）、九州（福岡市） 工場：苫小牧 他4工場
王子エフテックス株式会社	本社：東京都中央区 営業所：中部（名古屋市）、西日本（大阪市） 工場：江別 他3工場
王子イメージングメディア株式会社	本社：東京都中央区 工場：神崎（兵庫県尼崎市）
森紙業株式会社	本社：京都市 工場：横浜 他4工場

③ 海外子会社

「(8)重要な子会社の状況」の表に記載しております。

(7) 企業集団の従業員の状況

(2015年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	15,433名	1,627名増
機能材	4,655名	66名減
資源環境ビジネス	6,840名	1,158名増
印刷情報メディア	3,983名	191名減
その他	2,757名	68名増
合計	33,668名	2,596名増

(注) 1. 当期から、一部の連結子会社の事業部門を変更しております。前期末比増減は、前期を現行の事業部門に組み替えて計算しております。

2. Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.を連結子会社化したことなどにより、前期に比べ増加しました。

(8) 重要な子会社の状況

(2015年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
日伯紙パルプ資源開発株式会社	61,788	(55.5)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買
王子コンテナ株式会社	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	(100)	紙・樹脂加工品、包装資材、粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	(100)	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子コーンスターチ株式会社	1,000	(60.0)	コーンスターチ、糖化製品の製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備、販売
王子不動産株式会社	650	(100)	不動産の売買、仲介、賃貸借、管理
王子マテリア株式会社	600	100	板紙（段ボール原紙、特殊板紙、白板紙）、包装用紙、パルプの製造、販売
王子ネピア株式会社	350	100	衛生用紙、紙おむつの製造、販売
王子製紙株式会社	350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子エフテックス株式会社	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	350	100	感熱記録紙（紙、フィルム）、インクジェット用紙の製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
森紙業株式会社	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	(100)	木材、製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
江蘇王子製紙有限公司 (中国)	百万USD 911	(90.0)	紙、パルプの製造、販売
Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd. (ニュージーランド)	百万ニュージーランド・ドル 728	(60.0)	パルプ、板紙、段ボール製品、紙袋製品の製造、販売
Oji Papéis Especiais Ltda. (ブラジル)	百万ブラジル・レアル 409	(100)	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd. (ニュージーランド)	百万ニュージーランド・ドル 126	(100)	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売

事業報告

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
Celulose Nipo-Brasileira S.A. (ブラジル)	百万USDドル 257	% (55.5)	植林、パルプの製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc. (米国)	百万USDドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH (ドイツ)	百万ユーロ 25	(94.7)	感熱記録紙の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd. (タイ)	百万タイ・バーツ 1,340	(100)	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
王子製紙商貿(中国)有限公司 (中国)	百万人民元 90	(90.0)	紙・板紙、パルプの売買
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd. (マレーシア)	百万マレーシア・リンギット 255	(75.0)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd. (マレーシア)	百万マレーシア・リンギット 18	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売

(注) 1. Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.につきましては、当社の連結子会社となり、事業規模などを勘案し、当期より重要な子会社として記載しました。

2. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 当社の議決率比率の()内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。

4. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め173社であります。なお、持分法適用会社は19社であります。

(9) 企業集団の資金調達の状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入およびコマーシャル・ペーパーの発行などにより調達しました。

(10) 企業集団の主要な借入先及び借入額

(2015年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	57,334百万円
株式会社三井住友銀行	50,448百万円
農林中央金庫	43,574百万円
株式会社日本政策投資銀行	35,226百万円
日本生命保険相互会社	32,000百万円

(注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、216,456百万円を借り入れております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

- ① 当社は、海外事業のさらなる拡大、新たなビジネス展開を図るため、株式会社産業革新機構と共同で、2014年12月にニュージーランドやオーストラリアに生産拠点を有するCarter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.他7社の発行済株式の100%を取得しました。なお、当該株式は、当社と株式会社産業革新機構が共同で設立した王子オセアニアマネジメント株式会社（当社議決権所有割合60%）の100%子会社であるOji Oceania Management (NZ) Ltd.およびOji Oceania Management (AUS) Pty.Ltd.を通して取得しております。
- ② 当社および当社子会社であるOji Asia Management Sdn. Bhd.は、子供用紙おむつの大幅な需要の伸びが見込まれる東南アジアを中心に本格的な事業展開を図るため、2015年1月にマレーシアの紙おむつ事業会社People & Grit (M) Sdn. Bhd.の発行済株式の80%を取得しました。
- ③ 当社は、2014年12月に中越パルプ工業株式会社との間で、両社の経営資源をより一層相互に活用することによる投資効率、資金効率のさらなる向上を図ることを目的に、業務提携および第三者割当引受による資本提携を実施することを決定しております。なお、第三者割当引受の実行については、公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令を受領しないことが条件となっております。
- ④ 当社は、パルプ事業に係る選択と集中による経営資源の効率的活用の観点から、2015年3月開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社でパルプ事業を営むAlpac Forest Products Inc.の当社が所有する全株式（発行済株式の30%）を北越紀州製紙株式会社に譲渡することを決議しております。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

① 利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

② 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、当社定款の規定に基づき、2015年5月15日開催の当社取締役会において、2015年3月31日を基準日として、1株につき5円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき5円）と合わせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

(a) 配当財産の種類

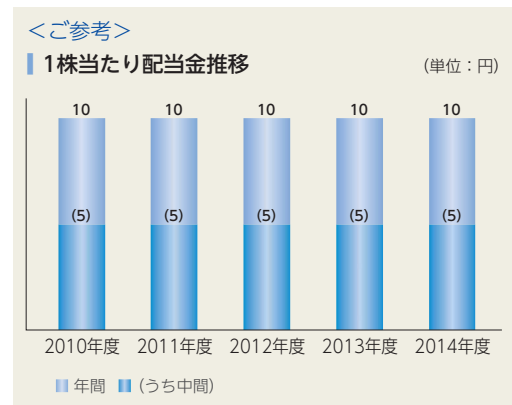
金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円 総額4,948,762,185円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2015年6月4日



(13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

2012年に王子コンテナ株式会社および森紙業株式会社等の当社グループ会社が、段ボールシートまたは段ボールケースの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、2014年6月に同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受領しております。ただし、その内容に承服できないものがあることから、2014年7月に審判請求を行っており、公正取引委員会における審判手続において、当社グループの認識を主張し、公正な判断を求めていく所存です。

なお、当社グループでは、引き続き、グループ全体でコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

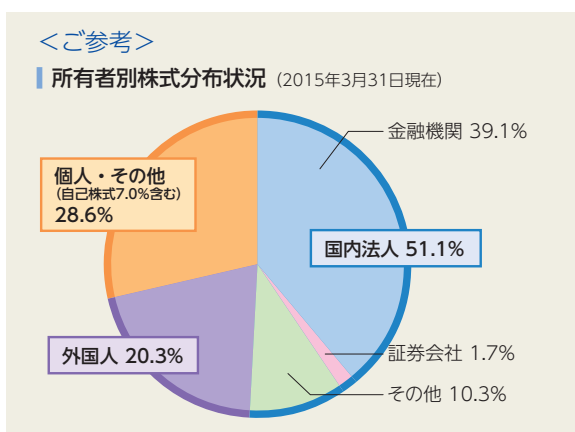
2 当社の株式に関する事項 (2015年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,064,381,817株
(うち自己株式) (74,629,380株)
- (3) 株主数 69,753名
(前期末比 3,374名減)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	58,454千株	5.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	41,375千株	4.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	32,447千株	3.3%
株式会社三井住友銀行	31,668千株	3.2%
株式会社みずほ銀行	31,636千株	3.2%
日本生命保険相互会社	25,658千株	2.6%
王子グループ従業員持株会	24,073千株	2.4%
日本紙パルプ商事株式会社	17,464千株	1.8%
農林中央金庫	16,654千株	1.7%
藤定智恵子	14,844千株	1.5%

(注) 1. 当社は、自己株式を74,629千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (74,629千株) を控除して計算しております。
 3. 千株未満は切り捨てて表示しております。



3 当社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(2015年3月31日現在)

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の保有者数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類、数	新株予約権の行使期間
王子製紙株式会社 第1回新株予約権 (取締役用)	2006年8月15日	取締役 (社外役員を除く) 1名	24個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 24,000株	2006年8月16日から 2026年6月30日まで
王子製紙株式会社 第2回新株予約権 (取締役用)	2007年7月13日	取締役 (社外役員を除く) 1名	26個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 26,000株	2007年7月14日から 2027年6月30日まで
王子製紙株式会社 第3回新株予約権 (取締役用)	2008年7月14日	取締役 (社外役員を除く) 1名	39個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 39,000株	2008年7月15日から 2028年6月30日まで
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用)	2009年7月13日	取締役 (社外役員を除く) 3名	54個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 54,000株	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用)	2010年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 3名	66個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 66,000株	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用)	2011年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 4名	82個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 82,000株	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 (取締役用)	2012年7月17日	取締役 (社外役員を除く) 8名	149個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 149,000株	2012年7月18日から 2032年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権 (取締役用)	2013年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 10名	220個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 220,000株	2013年7月17日から 2033年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第9回新株予約権 (取締役用)	2014年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 10名	176個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 176,000株	2014年7月16日から 2034年6月30日まで

- (注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 2. 第1回から第7回までの新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更(旧商号 王子製紙株式会社)前に割当てられたものであります。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額は、各回ともに1株当たり1円であります。

4 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

(2015年3月31日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長※	進 藤 清 貴	グループ共同CEO
代表取締役社長※	矢 嶋 進	グループ共同CEO、江蘇王子製紙有限公司董事長
代表取締役副社長※	東 剛	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務、王子エフテックス株式会社取締役、王子イメージングメディア株式会社取締役
取締役	篠 田 和 久	特命事項、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.取締役会長
取締役※	渡 良 司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子パックスパートナーズ株式会社代表取締役社長、株式会社王子パッケージイノベーションセンター代表取締役社長兼務、王子コンテナ株式会社取締役、王子マテリア株式会社取締役、王子ネピア株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
取締役※	洲 上 一 雄	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	島 村 元 明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社分掌、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司管掌
取締役※	小 関 良 樹	産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子マテリア株式会社代表取締役社長、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、王子コンテナ株式会社取締役
取締役※	青 山 秀 彦	王子物流株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	加 来 正 年	機能材カンパニーバイスプレジデント、王子エフテックス株式会社代表取締役社長、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役兼務
取締役	秋 山 收	
取締役	奈 良 道 博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外監査役 (常勤)
監査役	緒 方 元 一	王子コンテナ株式会社監査役、王子パッケージング株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役、王子不動産株式会社監査役、王子マテリア株式会社監査役、王子製紙株式会社監査役、森紙業株式会社監査役 (常勤)
監査役	福 井 聡	王子エフテックス株式会社監査役、王子イメージングメディア株式会社監査役、王子グリーンリソース株式会社監査役
監査役	上 野 健二郎	弁護士、セイノーホールディングス株式会社社外取締役
監査役	桂 誠	
監査役	北 田 幹 直	弁護士、シャープ株式会社社外取締役、アスクル株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 秋山收、奈良道博は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 上野健二郎、桂誠および北田幹直は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2014年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しました。
- 就任 取締役 奈良道博
 - 退任 取締役 竹内 洋
 - 就任 監査役 北田幹直
 - 退任 監査役 杉原弘泰
4. 2014年6月27日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
- 監査役（常勤） 緒方元一
 - 監査役（常勤） 福井 聡
5. 監査役 緒方元一は、当社入社以来財務経理部門を長く経験し、また当社子会社の新タック化成株式会社の財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2015年1月11日付で、代表取締役会長 篠田和久は、代表取締役会長を辞任により退任し取締役となりました。
7. 2015年1月11日付で、次のとおり新たに代表取締役会長、代表取締役社長が就任しました。
- 代表取締役会長 進藤清貴
 - 代表取締役社長 矢嶋 進
8. 2015年4月1日付で、代表取締役副社長 東剛は、代表取締役副社長を辞任により退任し取締役となりました。
9. 2015年4月1日付で、次のとおり新たに代表取締役副社長が就任しました。
- 代表取締役副社長 渡 良司
 - 代表取締役副社長 瀧上一雄
10. ※印の取締役9名は、グループ経営委員を兼務します。
11. 2015年4月1日以降のグループ経営委員を兼務する取締役の担当は、次の「(2) グループ経営委員の状況」の表に記載のとおりです。

(2) グループ経営委員の状況

(2015年4月1日現在)

地位	氏名	担当
会長グループ経営委員 ※	進 藤 清 貴	グループ共同CEO
社長グループ経営委員 ※	矢 嶋 進	グループ共同CEO
副社長グループ経営委員 ※	渡 良 司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長兼務
副社長グループ経営委員 ※	淵 上 一 雄	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員 ※	島 村 元 明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司管掌
専務グループ経営委員 ※	青 山 秀 彦	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
常務グループ経営委員 ※	小 関 良 樹	イノベーション推進本部分掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員 ※	加 来 正 年	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子エフテックス株式会社代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員	野 沢 高 史	産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社取締役副社長、王子マテリア株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員	松 尾 洋 二	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼王子製紙株式会社取締役副社長
常務グループ経営委員	田 野 弘 一	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役
常務グループ経営委員	武 田 芳 明	コーポレートガバナンス本部副部長兼王子マネジメントオフィス株式会社常務取締役
常務グループ経営委員	中 西 康 夫	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼Oji Asia Packaging Sdn. Bhd.取締役社長
グループ経営委員	鎌 田 和 彦	資源環境ビジネスカンパニープレジデント
グループ経営委員	藤 原 省 二	王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	鷲 海 雅 宣	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼王子コンテナ株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	木 坂 隆 一	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター取締役、王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長兼務
グループ経営委員	清 水 紀 暁	王子ネピア株式会社代表取締役社長

事業報告

地位	氏名	担当
グループ経営委員	丸山 純	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼森紙業株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	横山 勝	イノベーション推進本部長
グループ経営委員	藤澤 信之	旭洋紙パルプ株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	磯野 裕之	コーポレートガバナンス本部副本部長兼王子マネジメントオフィス株式会社取締役

(注) 1. 王子産業資材マネジメント株式会社は、王子パックスパートナーズ株式会社が、2015年4月1日付で、株式会社王子パッケージイノベーションセンターを吸収合併し、商号変更したものであります。

2. ※印のグループ経営委員8名は、取締役を兼務します。

(3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬	賞与	ストック・オプション	合計
取締役	13名	394百万円	116百万円	62百万円	572百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(30百万円)	—	—	(30百万円)
監査役	6名	83百万円	10百万円	—	93百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(31百万円)	—	—	(31百万円)
合計	19名	477百万円	126百万円	62百万円	666百万円

(注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。

(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)

2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。

(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)

3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役5名であります。

4. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

(2015年3月31日現在)

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	奈良道博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外監査役
社外監査役	上野健二郎	弁護士、セイノーホールディングス株式会社社外取締役
社外監査役	北田幹直	弁護士、シャープ株式会社社外取締役、アスクル株式会社社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外取締役	秋山 收	17回中16回 (94.1%)	—	行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外取締役	奈良道博 (2014年6月27日就任)	13回中11回 (84.6%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	上野 健二郎	17回中15回 (88.2%)	16回中15回 (93.7%)	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	桂 誠	17回中17回 (100%)	16回中16回 (100%)	外交官としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	北田幹直 (2014年6月27日就任)	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。

(注) 出席状況については、取締役 奈良道博氏は、2014年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを、監査役 北田幹直氏は、2014年6月27日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

③ 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	79百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	235百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する業務はありません。

(4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、旭洋紙パルプ株式会社、森紙業株式会社、江蘇王子製紙有限公司、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.、Oji Papéis Especiais Ltda.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、Oji Paper (Thailand) Ltd.、王子製紙商貿（中国）有限公司、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.、Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

6 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
- ③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。
- ④ 内部監査部は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を経営会議規程に定める会議体に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループCEO決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営会議規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクのタイプに対応した体制の整備を行います。
- ③ 内部監査部は、リスク管理の状況を監査し、その結果を経営会議規程に定める会議体に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、経営会議規程に定める会議体の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を執行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つかればこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。
- ③ グループCEO決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、経営会議規程に定める会議体の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ③ グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。
- ④ 経営会議規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ⑤ 内部監査部は、内部統制の状況を監査し、その結果を経営会議規程に定める会議体に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。
- ② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することとしております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第91期 (2015年3月31日現在)	第90期(ご参考) (2014年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	608,392	547,205
現金及び預金	45,567	45,575
受取手形及び売掛金	298,826	278,897
有価証券	16,717	12,557
商品及び製品	98,996	87,096
仕掛品	19,689	19,330
原材料及び貯蔵品	82,051	65,798
繰延税金資産	9,771	8,926
短期貸付金	4,854	4,958
未収入金	19,269	14,238
その他	14,620	12,090
貸倒引当金	△1,973	△2,264
固定資産	1,555,699	1,368,471
(有形固定資産)	(1,270,469)	(1,154,978)
建物及び構築物	230,297	210,393
機械装置及び運搬具	501,020	382,696
工具、器具及び備品	6,422	6,111
土地	239,698	235,063
林地	119,108	106,029
植林立木	130,555	117,263
リース資産	2,656	5,329
建設仮勘定	40,709	92,091
(無形固定資産)	(32,127)	(25,377)
のれん	16,042	14,430
その他	16,085	10,947
(投資その他の資産)	(253,102)	(188,114)
投資有価証券	203,675	154,038
長期貸付金	3,493	1,980
長期前払費用	22,101	17,645
退職給付に係る資産	8,912	534
繰延税金資産	6,055	6,008
その他	10,095	9,348
貸倒引当金	△1,232	△1,441
資産合計	2,164,091	1,915,676

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第91期 (2015年3月31日現在)	第90期(ご参考) (2014年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	682,938	495,927
支払手形及び買掛金	209,977	204,052
短期借入金	319,720	184,362
コマーシャル・ペーパー	10,000	—
1年内償還予定社債	20,055	20,085
未払金	17,501	13,558
未払費用	49,077	43,950
未払法人税等	6,262	7,948
関連会社株式譲渡損失引当金	12,362	—
その他	37,981	21,970
固定負債	679,780	749,392
社債	140,020	160,075
長期借入金	372,784	434,007
繰延税金負債	72,096	49,895
再評価に係る繰延税金負債	8,333	9,161
訴訟損失引当金	5,079	4,965
退職給付に係る負債	63,949	73,769
長期預り金	8,061	9,294
その他	9,455	8,222
負債合計	1,362,719	1,245,320
純資産の部		
株主資本	528,912	519,010
資本金	103,880	103,880
資本剰余金	112,951	112,965
利益剰余金	354,828	344,846
自己株式	△42,748	△42,681
その他の包括利益累計額	129,744	56,023
その他有価証券評価差額金	53,213	20,897
繰延ヘッジ損益	△346	44
土地再評価差額金	5,059	4,214
為替換算調整勘定	76,457	43,403
退職給付に係る調整累計額	△4,638	△12,536
新株予約権	342	290
少数株主持分	142,372	95,031
純資産合計	801,372	670,356
負債・純資産合計	2,164,091	1,915,676

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第91期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第90期(ご参考) (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)
売上高	1,347,281	1,332,510
売上原価	1,062,506	1,037,837
売上総利益	284,775	294,673
販売費及び一般管理費	238,080	232,649
営業利益	46,694	62,023
営業外収益	24,449	26,809
受取利息及び配当金	4,404	4,011
為替差益	13,280	16,926
持分法による投資利益	2,057	1,476
雑収入金	4,706	4,394
営業外費用	18,173	18,474
支払利息	11,068	10,877
雑損失金	7,105	7,596
経常利益	52,970	70,358
特別利益	1,553	10,710
投資有価証券売却益	1,306	370
その他	246	10,340
特別損失	16,820	17,168
関連会社株式譲渡損失引当金繰入額	12,366	—
固定資産除却損	1,588	2,759
事業構造改善費用	1,152	4,694
その他	1,713	9,715
税金等調整前当期純利益	37,703	63,900
法人税、住民税及び事業税	15,199	19,033
法人税等調整額	410	4,385
少数株主損益調整前当期純利益	22,094	40,480
少数株主利益	4,749	6,679
当期純利益	17,344	33,801

連結株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	103,880	112,965	344,846	△42,681	519,010
会計方針の変更による累積的影響額			2,611		2,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	103,880	112,965	347,458	△42,681	521,622
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△9,897		△9,897
当期純利益			17,344		17,344
自己株式の取得				△95	△95
自己株式の処分		△13		28	14
持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
連結範囲の変動			△59		△59
土地再評価差額金取崩			△17		△17
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△13	7,370	△66	7,289
当期末残高	103,880	112,951	354,828	△42,748	528,912

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	20,897	44	4,214	43,403	△12,536	56,023	290	95,031	670,356
会計方針の変更による累積的影響額								△26	2,585
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,897	44	4,214	43,403	△12,536	56,023	290	95,004	672,941
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△9,897
当期純利益									17,344
自己株式の取得									△95
自己株式の処分									14
持分変動に伴う自己株式の増減									0
連結範囲の変動									△59
土地再評価差額金取崩									△17
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	32,315	△390	845	33,053	7,897	73,721	52	47,367	121,141
連結会計年度中の変動額合計	32,315	△390	845	33,053	7,897	73,721	52	47,367	128,431
当期末残高	53,213	△346	5,059	76,457	△4,638	129,744	342	142,372	801,372

<ご参考> 連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

単位：百万円(単位未満切り捨て)

	第91期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第90期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,925	109,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	△165,549	△67,242
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,380	△52,019
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,285	4,535
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,042	△5,409
現金及び現金同等物の期首残高	52,173	57,048
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	73	7
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	－	527
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△159	－
現金及び現金同等物の期末残高	57,129	52,173

計算書類

貸借対照表

科目	第91期 (2015年3月31日現在)	第90期(ご参考) (2014年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	82,181	85,792
現金及び預金	4,543	6,977
営業未収入金	170	149
販売用不動産	14	14
繰延税金資産	2,526	554
短期貸付金	67,369	68,788
未収入金	7,609	8,953
その他	332	742
貸倒引当金	△386	△389
固定資産	1,139,560	1,060,407
(有形固定資産)	(109,088)	(110,254)
建物	21,803	22,895
構築物	718	813
機械及び装置	590	357
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	973	1,074
土地	46,284	46,276
林地	15,643	15,642
植林立木	22,692	22,795
リース資産	—	1
建設仮勘定	383	397
(無形固定資産)	(64)	(60)
ソフトウェア	8	8
その他	56	51
(投資その他の資産)	(1,030,407)	(950,092)
投資有価証券	80,965	73,156
関係会社株式	533,484	492,147
出資金	2	2
関係会社出資金	6,360	6,075
長期貸付金	408,286	377,576
長期前払費用	1,838	1,451
その他	1,067	1,314
貸倒引当金	△1,597	△1,633
資産合計	1,221,741	1,146,200

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第91期 (2015年3月31日現在)	第90期(ご参考) (2014年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	360,287	209,739
買掛金	26	28
短期借入金	312,991	180,110
コマーシャル・ペーパー	10,000	—
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払金	6,570	3,767
未払費用	3,397	3,450
未払法人税等	202	1,259
関連会社株式譲渡損失引当金	5,477	—
その他	1,621	1,122
固定負債	486,512	568,170
社債	140,000	160,000
長期借入金	332,590	394,543
繰延税金負債	4,724	2,110
退職給付引当金	2,236	4,200
長期預り金	5,354	6,775
その他	1,605	541
負債合計	846,800	777,910
純資産の部		
株主資本	349,887	350,132
(資本金)	(103,880)	(103,880)
(資本剰余金)	(109,991)	(110,006)
資本準備金	108,640	108,640
その他資本剰余金	1,351	1,365
(利益剰余金)	(179,128)	(179,293)
利益準備金	24,646	24,646
その他利益剰余金	—	—
固定資産圧縮積立金	17,935	17,443
海外投資等損失準備金	432	537
別途積立金	101,729	101,729
繰越利益剰余金	34,383	34,935
(自己株式)	(△43,113)	(△43,047)
評価・換算差額等	24,711	17,866
その他有価証券評価差額金	24,711	17,866
新株予約権	342	290
純資産合計	374,941	368,289
負債・純資産合計	1,221,741	1,146,200

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第91期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第90期(ご参考) (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)
営業収益	31,498	37,900
営業費用		
一般管理費	15,115	17,331
その他	2,994	2,719
営業利益	13,388	17,850
営業外収益	9,220	10,708
受取利息及び配当金	7,275	8,192
ブランド維持収入	1,424	1,426
雑収入金	519	1,088
営業外費用	9,259	11,184
支払利息	6,478	7,319
ブランド維持経費	1,386	1,486
雑損失金	1,394	2,378
経常利益	13,349	17,373
特別利益	1,284	11,368
投資有価証券売却益	1,283	-
固定資産売却益	0	10,363
抱合せ株式消滅差益	-	1,005
特別損失	5,749	2,982
関連会社株式譲渡損失引当金繰入額	5,477	-
その他	272	2,982
税引前当期純利益	8,883	25,760
法人税、住民税及び事業税	303	△352
法人税等調整額	△1,178	4,561
当期純利益	9,758	21,551

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	103,880	108,640	1,365	110,006	24,646	17,443	537	101,729	34,935	179,293
会計方針の変更による累積的影響額									△24	△24
会計方針の変更を反映した当期首残高	103,880	108,640	1,365	110,006	24,646	17,443	537	101,729	34,910	179,268
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の繰入						0			△0	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△389			389	—
海外投資等損失準備金の取崩							△124		124	—
実効税率変更に伴う準備金の増加						881	19		△900	—
剰余金の配当									△9,898	△9,898
当期純利益									9,758	9,758
自己株式の取得									—	—
自己株式の処分				△14	△14				—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									—	—
当期変動額合計	—	—	△14	△14	—	491	△105	—	△526	△139
当期末残高	103,880	108,640	1,351	109,991	24,646	17,935	432	101,729	34,383	179,128

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△43,047	350,132	17,866	17,866	290	368,289
会計方針の変更による累積的影響額		△24				△24
会計方針の変更を反映した当期首残高	△43,047	350,107	17,866	17,866	290	368,264
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の繰入		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
海外投資等損失準備金の取崩		—				—
実効税率変更に伴う準備金の増加		—				—
剰余金の配当		△9,898				△9,898
当期純利益		9,758				9,758
自己株式の取得	△95	△95				△95
自己株式の処分	29	14				14
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—	6,844	6,844	52	6,897
当期変動額合計	△66	△220	6,844	6,844	52	6,677
当期末残高	△43,113	349,887	24,711	24,711	342	374,941

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月13日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村山 憲二 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長坂 隆 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2015年5月13日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告の一部であり、法令および定款第15条の規定に基づきインターネットの当社ホームページに掲載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告の一部であり、法令および定款第15条の規定に基づきインターネットの当社ホームページに掲載されている会社法施行規則第118条第3号イの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、当社グループは、一部の子会社の製品の取引について公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同委員会から命令を受けた事実を厳粛かつ真摯に受け止め、グループ全体でコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しており、引き続きその進捗状況を監視してまいります。

2015年5月14日

王子ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 緒 方 元 一 ㊟ 監査役 上 野 健二郎 ㊟

監査役(常勤) 福 井 聡 ㊟ 監査役 桂 誠 ㊟

監査役 北 田 幹 直 ㊟

(注) 監査役 上野 健二郎、桂 誠、北田 幹直は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

■ 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

■ 定時株主総会

毎年6月

■ 基準日

定時株主総会の議決権	毎年3月31日
期末配当	毎年3月31日
中間配当	毎年9月30日

■ 公告方法

電子公告

電子公告の当社ホームページアドレス

<http://www.ojiholdings.co.jp>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。

■ 単元株式数

1,000株

■ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先)

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

■ 配当金のお支払いについて

第91期の期末配当金（1株につき5円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2015年6月4日から2015年7月31日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所並びに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいております。

■ 配当金のお受け取り方法について

確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。詳しくはお取引証券会社等にお問合せください。

■ 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

▶ 証券会社等でお取引をされている株主様

株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。

▶ 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様

証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社等の口座へ振り替えられることをお勧めします。

■ 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

当社ホームページ

<http://www.ojiholdings.co.jp>

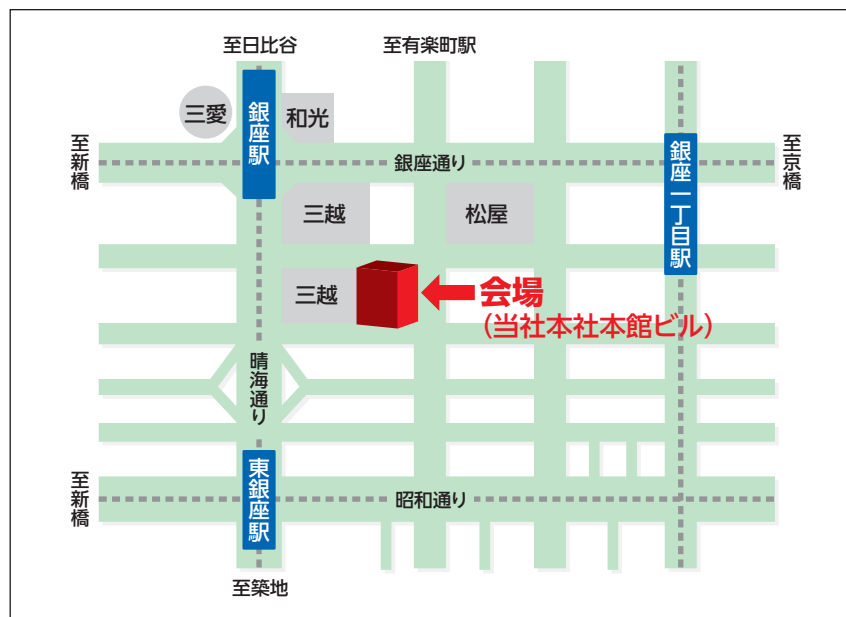
株主総会会場ご案内略図

会場

当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号
電話 (03) 3563-1111 (代)

交通のご案内

JR **有楽町駅**
地下鉄 **銀座駅** (銀座線、丸ノ内線、日比谷線)
銀座一丁目駅 (有楽町線)
東銀座駅 (浅草線、日比谷線)



第91回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第91期

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

会社の支配に関する基本方針
連結注記表
個別注記表

王子ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ (<http://www.ojiholdings.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、2014年6月27日開催の第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注1. 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1. の(i) の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1. の(ii) の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考え

ます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

「企業価値向上への取り組み」

当社グループは、常に先行して経営環境の変化に対応し、企業価値の向上と持続的成長を成し遂げるため、スピード感をもって事業構造転換に取り組んでおります。

中核事業の深耕・深化、新規事業・新製品開発による次期中核事業の発掘、新興国・資源国を中心とした海外事業のさらなる拡大および財務基盤の一層の強化をグループ経営戦略の中心に据えております。これを実現するために、研究開発体制、海外市場開拓体制、商事機能および人事企画機能を重点的に強化し、併せてキャッシュフロー経営の徹底、選択と集中、計画的な事業リストラクチャーおよび継続的コストダウンの推進により企業価値の増大を図り、グローバルな「革新的価値創造企業」を目指しております。

具体的には以下の取り組みを行っております。

(a) 生活産業資材

- ・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

東南アジア・インドでの事業展開を加速させております。2013年度は、カンボジア・ベトナムにおける段ボール工場、中国における2つの製袋工場の稼働に加え、ベトナムにおいて紙器・美粧段ボールメーカーを買収しました。2014年度は、インドにおいて新たに段ボール工場が稼働し、2015年度はミャンマー、ベトナム、インドでの新段ボール工場稼働を予定しております。

国内では富士地区の段ボール原紙生産体制の効率化、福島県において段ボール生産設備の増強に取り組むとともに、総合パッケージングメーカーとしての優位性を活かし、素材・加工一体の提案型ビジネスモデルを強化しております。

- ・生活消費財（家庭用品事業）

紙おむつ分野では、2013年10月にパーソナルケア・イノベーションセンターを設置し、商品開発力と事業競争力の強化を一層進めております。

国内においては、福島県の新工場で、拡大する大人用紙おむつの需要を取り込んでまいります。海外においては、子供用紙おむつの大幅な需要の伸びが見込まれる東南アジアを中心に本

格的な事業展開を図るため、2015年1月に東南アジア最大の人口を擁するインドネシアで合弁会社を設立し、同月マレーシアで紙おむつ事業会社を買収しました。また、同国では紙おむつの新工場建設を進めております。2014年8月には株式会社ニチイ学館と中国における紙おむつ等のサニタリー商品販売に関する戦略的提携に係る覚書を締結し、中国における事業展開も進めております。

家庭用紙分野では、高付加価値製品の充実を図っており、FSC認証製品をはじめとする環境配慮型製品のラインナップの拡充や、継続的な品質改良による、よりクオリティの高い製品の開発を進める等、高級感のあるブランドの確立を目指しております。

(b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

積極的な経営資源の投入による事業の拡大を図っており、2014年4月にはブラジルで感熱紙生産設備を増設しました。需要が増加しているタッチパネル用光学粘着材料についても生産能力の増強を逐次行っております。また、収益力の向上を図るため、最適な生産体制の構築に取り組み、東南アジア・日本を一体とした感熱紙生産体制の見直しも進めております。

また、研究開発機能の一層の充実を図るため、粘着事業については粘着材料イノベーション研究所を設置し、フィルム事業についてはアドバンスフィルム研究所を設置するとともに新たに研究棟を建設しました。両研究所等を中心に、高機能・高付加価値製品の迅速な開発、新製品・新技術の創出に取り組むとともに、東南アジア等の成長国に積極的に進出し海外事業を拡大してまいります。

(c)資源環境ビジネス（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

海外では資源国を中心に木材事業・パルプ事業の拡大を進めており、インドネシアでは2014年2月に、ラオスでは2014年10月に木材加工の新工場が稼働し、2015年度にはベトナムでも新たな木材加工工場が稼働します。また、ブラジル・ニュージーランドにおけるパルプ事業ではアジア向けを中心にパルプ販売を強化するとともに、ミャンマー・インドネシア・ベトナムでは幅広い事業展開・販売強化を推し進めるための拠点作りに取り組みました。さらに、中国の江蘇王子製紙有限公司では2015年1月にクラフトパルプ設備の営業運転を開始しました。

国内では新規ビジネス展開を加速させており、2014年5月にレーヨン用途向け等の溶解パルプ設備が稼働、電力事業においては、バイオマス発電設備1台が2015年3月に稼働し、加えて2台が2015年度中に稼働するほか、水力発電設備の更新工事を進めております。さらに、2016年に予定される電力小売の全面自由化も見据え、2015年2月に電力販売事業の合弁会社を設立しました。

(d)印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施してきましたが、引き続き、需要に即した最適生産体制の構築を推進する等コスト構造を継続的に見直し、国際競争力の強化を図ってまいります。

また、江蘇王子製紙有限公司においては、クラフトパルプ設備の稼働により紙パルプ一貫生産を開始しております。

(e)研究開発の強化

2014年4月、研究開発本部を「イノベーション推進本部」に改称し、より機動的かつ効率的な研究開発活動を実現するため研究開発体制を刷新したほか、2014年7月には水環境研究所を新たに設置する等、革新的価値創造の中核となる研究開発体制の強化に取り組んでおります。

さらに当社は、2014年12月に海外事業のさらなる拡大、新たなビジネス展開を図るため、株式会社産業革新機構と共同で、ニュージーランドやオーストラリアに生産拠点を有するCarter Holt Harvey Ltd. のパルプ・板紙・パッケージング事業（Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd. および関係会社）の買収を完了しました。

また、当社は、2014年12月に中越パルプ工業株式会社との間で、両社の経営資源をより一層相互に活用することによる投資効率、資金効率のさらなる向上を図ることを目的に、業務提携および第三者割当引受による資本提携を実施することを決定しております。なお、第三者割当引受の実行については、公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令を受領しないことが条件となっております。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

① 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

② 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供さ

れた大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を

阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後も、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無

償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

④ 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤ 大規模買付ルールの有効期限

2014年6月27日開催の第90回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④ 株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年5月17日生まれ
1974年4月 弁護士登録
2014年6月 当社取締役
現在に至る。

※奈良道博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

桂 誠 (かつら まこと)

略歴

1948年2月3日生まれ
1971年4月 外務省入省
2004年7月 ラオス駐箚特命全権大使
2007年8月 フィリピン駐箚特命全権大使
2011年5月 退官
2013年6月 当社監査役
現在に至る。

※桂誠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

北田 幹直 (きただ みきなほ)

略歴

1952年1月29日生まれ
1976年4月 検事任官
2012年1月 大阪高等検察庁検事長
2014年1月 退官
2014年3月 弁護士登録
2014年6月 当社監査役
現在に至る。

※北田幹直氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………173社（前連結会計年度末 158社）

主要な会社名：王子コンテナ(株)、王子マテリア(株)、森紙業(株)、王子ネピア(株)、王子エフテックス(株)、王子イメージングメディア(株)、王子グリーンリソース(株)、王子製紙(株)、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Pan Pac Forest Products Ltd.、江蘇王子製紙有限公司、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 19社 United Packaging Co., Ltd.、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited及びその関係会社7社並びにPeople & Grit (M) Sdn. Bhd. 及びその関係会社3社の13社は、当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めています。

王子オセアニアマネジメント(株)、Oji Oceania Management (NZ) Limited、Oji Oceania Management (AUS) Pty.Ltd.、Oji Asia Household Product Sdn. Bhd.、PT Oji Indo Makmur Perkasa及びOji Myanmar Packaging Co., Ltd.の6社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

(減少) 4社 神崎王子紙業(株)及び大井製紙(株)の2社は、事業の一部を譲渡したことにより重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

Richbox Paper Products (M) Sdn. Bhd. 及びSuperpac Manufacturing Sdn. Bhd. の2社は、清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

(2) 非連結子会社の数……………121社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数……………19社（前連結会計年度末 17社）

主要な会社名：(株)ユポ・コーポレーション、国際紙パルプ商事(株)、オーシャントランス(株)

当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 2社 PT Indo Oji Sukses Pratama及び王子・伊藤忠エネクス電力販売(株)の2社は、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めています。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……………121社

関連会社…………… 53社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等と比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Oceania Management (NZ) Limited、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited他74社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。一部の連結子会社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、一部の連結子会社については定額法）

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 関連会社株式譲渡損失引当金

関連会社株式の譲渡に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

③ 訴訟損失引当金

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR（法人税）、CS（社会負担金）、ICMS（商品流通サービス税）、PIS/COFINS（社会統合計画／社会保険融資負担金）等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす場合は一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金及び貸付金
商品スワップ	電力

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、退職給付に係る負債の計上基準は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～17年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～17年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,053百万円減少し、利益剰余金が2,611百万円増加しています。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。また、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「退職給付に係る資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「退職給付に係る資産」は534百万円であります。

前連結会計年度において独立掲記していた「無形固定資産」の「借地権」(当連結会計年度1,815百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において独立掲記していた「固定負債」の「役員退職慰労引当金」(当連結会計年度1,383百万円)及び「環境対策引当金」(当連結会計年度1,861百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,975百万円
受取手形及び売掛金	1,956百万円
商品及び製品	3,302百万円
建物及び構築物	14,954百万円
機械装置及び運搬具	12,565百万円
土地	14,631百万円
植林立木	19,016百万円
投資有価証券	1,724百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	3,109百万円
その他	2,813百万円
計	76,048百万円

投資有価証券のうち連結子会社株式640百万円及び、長期貸付金のうち連結子会社貸付金3,109百万円は、連結貸借対照表上、相殺消去しています。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	6,800百万円
長期借入金	6,524百万円
支払手形及び買掛金	482百万円
計	13,807百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,400,406百万円
(減損損失累計額を含む)

3. 保証債務

PT. Korintiga Hutani	5,817百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,766百万円
その他	5,039百万円
計	14,624百万円

4. 受取手形割引高

12,204百万円

受取手形裏書譲渡高

21百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- 再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出
- 再評価を行った年月日……2002年3月31日

連結損益計算書に関する注記

1. 関連会社株式譲渡損失引当金繰入額

持分法適用関連会社であるAlpac Forest Products Inc.の株式を譲渡することに伴い発生が見込まれる損失金額を計上しています。

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、王子エフテックス(株)東海工場第一製造所及び富士宮製造所、王子製紙(株)富岡工場及び日南工場の抄紙設備等の停止に伴う当該資産の減損処理額その他です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,064,381,817株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 75,999,709株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年5月14日 取締役会	普通 株式	4,949	5.0	2014年3月31日	2014年6月5日
2014年10月31日 取締役会	普通 株式	4,949	5.0	2014年9月30日	2014年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年5月15日 取締役会	普通 株式	4,948	利益 剰余金	5.0	2015年3月31日	2015年6月4日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,113,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 666円40銭

2. 1株当たり当期純利益 17円55銭

(期中平均株式数により算出しています。)

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務や借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	45,567	45,567	—
(2) 受取手形及び売掛金	298,826		
(3) 短期貸付金	4,854		
貸倒引当金	△1,973		
	301,707	301,707	—
(4) 長期貸付金	3,493		
貸倒引当金	△1,232		
	2,261	2,261	0
(5) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	13,377	13,425	48
② 関連会社株式	3,608	1,052	△2,555
③ その他有価証券	135,258	135,258	—
(6) 支払手形及び買掛金	(209,977)	(209,977)	—
(7) 短期借入金	(190,869)	(190,869)	—
(8) コマーシャル・ペーパー	(10,000)	(10,000)	—
(9) 社債	(160,075)	(161,895)	1,820
(10) 長期借入金	(501,635)	(506,488)	4,852
(11) デリバティブ取引	(186)	(186)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額128,851百万円）は、(10) 長期借入金に含めています。

(9) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,055百万円）も含めています。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。金利スワップを利用した借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(11) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額128,851百万円）も含めています。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(10) 参照）。

(注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額68,149百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited (以下「CHHPP社」) 他7社
(以下総称して「CHHPPグループ」)
事業の内容 パルプ、板紙及びパッケージング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社では、現在、事業構造転換を強力に推し進めており、今後の成長が見込まれる新興国、特に東南アジア諸国で積極的に事業を展開しています。中でも段ボールを中心とする板紙・パッケージング分野は当社の当該施策の中心となる事業であり、これまでに東南アジア・インド地域で21拠点(建設中を含む)を新設・取得しています。

同時に、当社グループの重点施策のひとつである資源ビジネスの分野においても、海外では植林・木材加工・パルプ事業をニュージーランド(Pan Pac Forest Products Ltd.、以下「Pan Pac社」)、植林とパルプ事業をブラジル(Celulose Nipo-Brasileira S.A.、以下「セニブラ社」)、植林事業を東南アジアやオセアニア地区で展開してきています。資源分野については、日本も含め、今後、さらに資源の有効活用を図り、新規分野への事業展開も積極的に進めていくべく取り組んでいます。

今回、取得したCHHPPグループにつきましては、パルプ事業、板紙事業、パッケージング事業と、大きく3つの事業分野に分かれています。

①パルプ事業：世界的に供給国に限られる針葉樹が豊富にある立地条件を最大限に活用し、針葉樹を原料とする晒と未晒の化学パルプ(NBKP、NUKP)を製造販売しています。本案件取得後、当社グループとしては、上述のPan Pac社のBCTMP及びセニブラ社の晒広葉樹パルプ(LBKP)と併せ、販売パルプの製品群がより充実し、顧客の多様なニーズに対応していくことができるものと考えています。

②板紙事業：針葉樹パルプを原料とする強度の強い段ボール原紙を製造販売しています。古紙から製造するアジア地域の段原紙メーカーが供給できない製品であり、今後、アジア各国の経済発展に伴い、強度のある板紙への需要拡大はさらに期待されます。また、当社がすでに同地域で実施し、また、今後展開する段ボール加工事業でも活用することから、より幅広いニーズへも応えていけるものと考えています。

③パッケージング事業：段ボール加工事業は、ニュージーランド及びオーストラリアにおいて5工場を所有、また、この他に製袋事業や紙コップ事業も行っています。パッケージング分野においては、環太平洋地域における貿易がより活発化することも見込まれるため、今後も需要は期待できるものと考えています。

なお、当社としては、CHHPPグループを取得後、近隣の針葉樹資源の活用により、さらなる事業展開の可能性が高まります。このことから、今後、木材加工をはじめ木材関連の新たなビジネス、また木質資源から当社技術により開発される新素材等への事業進出も可能になってくるものと考えています。

(3) 企業結合日

2014年12月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率
100% (注)

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社であるOji Oceania Management (NZ) Limited (以下「OOM(NZ)社」) 及びOji Oceania Management (AUS) Pty. Ltd. (以下「OOM(AUS)社」) による現金を対価とする株式取得であるため。(注)

(注) OOM(NZ)社は当社および株式会社産業革新機構が出資する王子オセアニアマネジメント株式会社(当社の議決権比率60%)の100%子会社であり、OOM(AUS)社はOOM(NZ)社の100%子会社です。当社がCHHPPグループに対して所有する持分比率は60%となります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2014年12月1日から2014年12月31日。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 1,044百万ニュージーランドドル
取得に直接要した費用(アドバイザー費用等) 9百万ニュージーランドドル
取得の対価には、株式取得の相手先に支払う株式取得対価に加え、CHHPP社が株式取得の相手先に負っていた負債の返済額が含まれています。

4. 取得原価の配分に関する事項

(1) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	33,661百万円
固定資産	73,823百万円
資産合計	107,484百万円
流動負債	35,975百万円
固定負債	4,210百万円
負債合計	40,186百万円

なお、取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っています。

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(ア) 発生したのれんの金額

51百万ニュージーランドドル

(イ) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しています。

(ウ) 償却期間及び償却方法

15年間の均等償却

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 ……償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの ……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 ……定率法
（リース資産を除く） たゞし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。
 - 無形固定資産 ……定額法
 - リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。

3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 ……当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 - 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。
 - 関連会社株式譲渡損失引当金 ……関連会社株式の譲渡に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

4. ヘッジ会計の方法 ……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しています。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理 ……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- 消費税等の会計処理 ……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- 連結納税制度の適用 ……連結納税制度を適用しています。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が38百万円増加し、利益剰余金が24百万円減少しています。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。また、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。

6. 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記していた「流動資産」の「売掛金」（当事業年度99百万円）及び「その他」に含めていた「営業未収入金」（当事業年度70百万円）については、当事業年度は「営業未収入金」として表示しています。

前事業年度において独立掲記していた「流動資産」の「前払費用」（当事業年度36百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において独立掲記していた「固定負債」の「長期未払金」（当事業年度476百万円）及び「環境対策引当金」（当事業年度31百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「ブランド維持収入」については、金額的重要性が高くなったため、当事業年度は独立掲記しています。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「ブランド維持経費」については、金額的重要性が高くなったため、当事業年度は独立掲記しています。

前事業年度において独立掲記していた「特別損失」の「子会社整理損失」（当事業年度121百万円）、「貸倒引当金繰入額」（当事業年度95百万円）、及び「固定資産除却損」（当事業年度50百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

林地	159百万円
植林立木	299百万円
関係会社株式	640百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	3,109百万円
計	4,208百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	2,761百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

53,790百万円
(減損損失累計額を含む)

3. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	74,358百万円
関係会社に対する長期金銭債権	408,352百万円
関係会社に対する短期金銭債務	92,349百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円

4. 保証債務等

江蘇王子製紙有限公司	6,761百万円
PT. Korintiga Hutani	5,817百万円
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	3,943百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,766百万円
Sahakij Packaging Co., Ltd.	1,980百万円
その他	8,400百万円
計	30,669百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	30,640百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	15,479百万円
うち関係会社からの受取配当収入	11,338百万円
その他	3,822百万円
関係会社に対する営業費用	13,237百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,951百万円

2. 関連会社株式譲渡損失引当金繰入額

持分法適用関連会社であるAlpac Forest Products Inc.の株式を譲渡することに伴い発生が見込まれる損失金額を計上しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数
普通株式

74,629,380株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

分割に伴う子会社株式	15,924 百万円
投資有価証券	4,472
関連会社株式譲渡損失引当金	1,810
繰越欠損金	1,521
退職給付引当金	722
貸倒引当金	630
その他	1,587
繰延税金資産小計	<u>26,669</u>
評価性引当額	<u>△8,402</u>
繰延税金資産合計	<u>18,266</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11,348 百万円
固定資産圧縮積立金	△8,562
海外投資等損失準備金	△208
その他	△344
繰延税金負債合計	<u>△20,464</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,197 百万円</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究機器、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子マテリア ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△7,463	長期 貸付金	68,318
							短期 貸付金	9,781
					経営指導料	4,496	-	-
連結 子会社	森紙業㈱	間接：100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	資金借入 (借入減)	△2,500	短期 借入金	12,500
連結 子会社	王子イメージ ングメディア ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	-	-	長期 貸付金	16,900
					資金借入 (借入増)	2,140	短期 借入金	8,046
連結 子会社	王子エフテッ クス㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△808	長期 貸付金	13,321
					資金借入 (借入増)		236	短期 借入金
連結 子会社	王子グリーン リソース㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付増)	7,766	長期 貸付金	27,970
							短期 貸付金	3,558
連結 子会社	王子木材緑化 ㈱	間接：100.0%	-	資金の援助	資金貸付 (貸付増)	1,216	長期 貸付金	3,594
							短期 貸付金	9,177
連結 子会社	王子製紙㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	-	-	長期 貸付金	199,224
					資金借入 (借入増)	13,308	短期 借入金	33,732
					経営指導料	5,330	-	-
					受取利息	2,564	-	-

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子不動産(株)	間接：100.0%	当社役員が 兼任	当社の保有する 資産の活用	資金貸付 (貸付減)	△2,320	長期 貸付金	15,296
							短期 貸付金	500
					資金借入 (借入増)	195	短期 借入金	195
連結 子会社	王子マネジ メントオフィス (株)	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係 間接業務の委託	人件費	4,346	—	—
					業務委託料	3,845	—	—
連結 子会社	王子オセア ニアマネジメン ト(株)	直接：60.0%	当社役員が 兼任	—	増資の引受	37,803	—	—
連結 子会社	Oji Oceania Management (NZ) Limited	間接：60.0%	当社役員が 兼任	資金の援助	資金貸付 (貸付増)	25,798	長期 貸付金	21,285
							短期 貸付金	4,512

注1 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれています。

注2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付金及び借入金にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に貸付金及び借入金の利率を決定しています。なお、無担保での運用です。
- ② 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しています。
- ③ 業務委託料については、業務支援の対価として支払っています。
- ④ 王子マネジメントオフィス(株)からの受入出向者にかかる人件費の支払額です。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 378円48銭
2. 1株当たり当期純利益 9円86銭

(期中平均株式数により算出しています。)

連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。